

【別添資料 6】

○御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年 1 2 月 1 日

条例第 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公平委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。第 3 条第 2 項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 8 7 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第 2 8 条第 4 項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(御殿場市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 御殿場市個人情報保護条例（平成 1 5 年御殿場市条例第 3 5 号）は、廃止する。

(御殿場市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の御殿場市個人情報保護条例

（以下「旧条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第３条第２項の規定による職務上知り得た旧条例第２条第２号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

２ この条例の施行の際現に旧条例第１２条第２項の受託業務（以下「旧受託業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託業務に従事していた者に係る同条第３項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

３ この条例の施行の日前に旧条例第１７条又は第２１条から第２３条までの規定による請求がされた場合（旧条例第３５条の２第２項の規定により同条第１項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理を行うに当たって旧個人情報を取り扱う場合について適用される場合を含む。）における旧条例第２条第４号に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止（これらに係る旧条例第２８条に規定する手数料等を含む。）については、なお従前の例による。

４ 第２項の規定は、旧条例第３５条の２第１項の規定により旧条例第１２条の規定が準用される旧条例第３５条の２第１項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理を行うに当たって旧個人情報を取り扱う場合について準用する。

（御殿場市行政不服審査会条例の一部改正）

第４条 御殿場市行政不服審査会条例（平成２７年御殿場市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「。以下「法」という。」を削る。

第２条を次のように改める。

（所掌事務）

第２条 審査会は、次に掲げる事項を処理する。

（１）行政不服審査法の規定によりその権限に属する事項

（２）御殿場市公文書公開条例（平成７年御殿場市条例第３７号。以下「公文書公開条例」という。）第２条第１号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例第７条第１項の決定又は同条例第５条の規定による公文書の公開の請求に係る不作為についての審査請求に関する調査審議及び答申

（３）個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の諮問に対する調査審議

及び答申

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(第2条第2号及び第3号に係る審査会の調査権限)

第9条 審査会は、第2条第2号及び第3号に掲げる審査請求に係る事項の処理に関し必要があると認めるときは、諮問庁（審査会に諮問をした公文書公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年御殿場市条例第28号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、公文書（公文書公開条例第7条第1項の決定（次条において「公開決定等」という。）に係る公文書（公文書公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第2条第2号及び第3号に掲げる審査請求に係る事項の処理に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

5 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(行政不服審査法の準用)

第10条 審査会の公開決定等又は開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条

の規定については個人情報保護法第 106 条第 2 項の規定により読み替えられた規定) の定めるところによる。

(御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第 5 条 御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年御殿場市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

- 2 従事者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施することにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

【別添資料 6】

○御殿場市個人情報の保護に関する法律等施行規則

令和 4 年 1 2 月 1 日

規則第 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 3 0 条第 1 項又は第 3 1 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）及び御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年御殿場市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿の様式)

第 2 条 法第 7 5 条第 1 項の個人情報ファイル簿は、個人情報ファイルについてこれを利用する事務ごとに作成する個人情報ファイル簿（単票）（様式第 1 号）の集合物とする。

(開示請求書等)

第 3 条 法第 7 7 条第 1 項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第 2 号）によるものとする。

2 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号。以下「令」という。）

第 2 2 条第 3 項の規定により、代理人が開示請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第 3 号）によるものとする。

(開示決定等に係る通知)

第 4 条 法第 8 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 8 2 条第 1 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第 4 号）

(2) 法第 8 2 条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書（様式第 5 号）

(開示決定等の期限の延長に係る通知)

第 5 条 法第 8 3 条第 2 項の規定による開示決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第 6 号）によるものとする。

(開示決定等の期限の特例延長に係る通知)

第 6 条 法第 8 4 条の規定による開示決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第 7 号）によるものとする。

(事案の移送に関する手続)

第7条 市の機関（条例第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第8号）を交付するものとする。

2 法第85条第1項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第9号）によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る各種通知及び意見書の提出手続）

第8条 法第86条第1項の規定による第三者に対して開示決定等をするに当たって行う通知は、意見照会書（様式第10号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による第三者に対して開示決定に先立って行う通知は、意見照会書（様式第11号）によるものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者の意見書の提出は、当該第三者に関する情報の開示に賛成又は反対の意思を表示した保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第12号）を提出して行うものとする。

4 法第86条第3項の規定による反対意見書を提出した第三者に対して開示決定後直ちに行う通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書（様式第13号）によるものとする。

（保有個人情報が電磁的記録により記録されている場合における保有個人情報の開示の実施方法）

第9条 法第87条第1項の規定による保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における当該保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

（1）音声データ 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体（電磁的記録を記録する記録媒体をいう。以下この条において同じ。）に複製したものの交付

（2）映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法

ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものを含む。）の交付

（3）前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付

ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

(開示の実施方法等の申出)

第10条 法第87条第3項の規定による開示の実施の方法等の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第14号)によるものとする。

(写しの交付及び送付に要する費用)

第11条 条例第3条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付に要する費用は、御殿場市が保有する公文書及び保有個人情報記録された公文書の写しの交付に要する費用等を定める要綱(平成17年御殿場市告示第54号。以下「要綱」という。)第1条に定める額とする。

2 前項に定める写しの交付に要する費用は、要綱第2条に規定する方法により納付しなければならない。

3 令第28条第4項の写しの送付に要する費用を納める方法として規則で定める方法は、要綱第2条ただし書に規定する方法とする。

(訂正請求書等)

第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第15号)によるものとする。

2 訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の内容が事実でないことを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第29条において準用する令第22条第3項の規定により、代理人が訂正請求をする場合に代理人の資格を証する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状(様式第16号)によるものとする。

(訂正決定等に係る通知)

第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第93条第1項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定
保有個人情報訂正決定通知書(様式第17号)

(2) 法第93条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定
保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第18号)

(訂正決定等の期限の延長に係る通知)

第14条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第19号)によるものとする。

(訂正決定等の期限の特例延長に係る通知)

第15条 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人

情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第 20 号）によるものとする。

（事案の移送に関する手続）

第 16 条 市の機関は、法第 96 条第 1 項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第 21 号）を交付するものとする。

2 法第 96 条第 1 項の規定による事案を移送した旨の通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第 22 号）によるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第 17 条 法第 97 条の規定による保有個人情報の提供先に対する訂正の実施をした旨の通知は、提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書（様式第 23 号）によるものとする。

（利用停止請求書等）

第 18 条 法第 99 条第 1 項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第 24 号）によるものとする。

2 利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報が法第 98 条第 1 項各号のいずれかに該当することを裏付ける客観的な資料を添付することができる。

3 令第 29 条において準用する令第 22 条第 3 項の規定により、代理人が利用停止請求をする場合に代理人の資格を証明する書類として提示し、又は提出する委任状は、委任状（様式第 25 号）によるものとする。

（利用停止決定等の通知）

第 19 条 法第 101 条第 1 項又は第 2 項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第 101 条第 1 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第 26 号）

(2) 法第 101 条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第 27 号）

（利用停止決定等の期限の延長に係る通知）

第 20 条 法第 102 条第 2 項の規定による利用停止決定等の期限の延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第 28 号）によるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知）

第 21 条 法第 103 条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長に係る通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第 29 号）によるものとする。

（審査会への諮問）

第 22 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問は、次の各号に掲げる決定等の区分に応じ、当該各号に定める諮問書によるものとする。

- (1) 開示決定等 諮問書（様式第 30 号）
- (2) 訂正決定等 諮問書（様式第 31 号）
- (3) 利用停止決定等 諮問書（様式第 32 号）
- (4) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為 諮問書（様式第 33 号）

2 法第 105 条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定による諮問をした旨の通知は、諮問通知書（様式第 34 号）によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（御殿場市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 御殿場市個人情報保護条例施行規則（平成 15 年御殿場市規則第 26 号）は、廃止する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務を 所管する組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に よる特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 2 1 条第 7 項に該当 するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

御殿場市長 様

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、
下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載
してください。

ア 御殿場市における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付

☐ その他 ()

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
イ 請求者本人確認書類			
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証			
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）			
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書			
☐ その他 ()			
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。			
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
(ア) 本人の状況 ☐ 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) ☐ 成年被後見人			
☐ 任意代理人委任者			
(イ) 本人の氏名 _____			
(ウ) 本人の住所又は居所 _____			
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。			
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()			
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。			
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()			

様式第3号（第3条関係）

委 任 状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 開示する保有個人情報の御殿場市における利用目的

- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 御殿場市における開示を実施することができる日時及び場所
期 間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
時 間：
場 所：

(3) 写しの作成に要する費用、写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 5 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 4 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 8 4 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 8 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 9 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先)
備 考	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

意 見 照 会 書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 7 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 8 6 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	
意見書の提出期限	年 月 日

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第12号（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

御殿場市長 様

(ふりがな)
氏 名 _____
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)
住所又は居所
〒 _____
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

様式第 1 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定に関する通知書

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第14号（第10条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

御殿場市長 様 年 月 日

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、
下記のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
日 付：
文書番号：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 写しの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

※ 写しの交付を選択する場合は、交付を受ける際、写しの作成等に要する費用の納付が必要になります。

- 3 開示の実施を希望する日
年 月 日 午前 ・ 午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無
〔 有 : 写しの送付に要する費用の額 円 〕
〔 無 〕

※ 写しの送付を希望する場合は、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用の納付が必要になります。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 15 号（第 12 条関係）

保有個人情報訂正請求書

御殿場市長 様 年 月 日

(ふりがな)
氏 名 _____
住所又は居所
〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他 ()

様式第16号（第12条関係）

委 任 状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

様式第 1 7 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 18 号（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 3 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 1 9 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 0 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 5 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 9 5 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 1 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、
個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記の
とおり移送します。

記

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備 考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 2 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先)
備 考	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 3 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

提供している保有個人情報の訂正決定に関する通知書

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 4 号（第 1 8 条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

御殿場市長様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒 電話番号 ()

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の日 付： 年 月 日 文書番号： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
法第 9 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の利用停止請求の趣旨及びその理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

様式第 2 5 号（第 1 8 条関係）

委 任 状

（代理人）住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 _____

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 6 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することと決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報 の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 7 号（第 1 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 1 条第 2 項の規定により、利用停止をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、御殿場市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、御殿場市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 8 号（第 2 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 2 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 2 9 号（第 2 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 1 0 3 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 3 0 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 2 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報開示決定通知書(写し)又は保有個人情報 不開示決定通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された地方公共 団体等行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第 3 1 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報の 訂正をしない旨の決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第32号（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第 3 3 号（第 2 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 7 6 条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 0 条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 8 条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等 (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書〔保有個人情報訂正請求書、保有個人情報利用停止請求書〕（写し） ② 審査請求書（写し） ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

様式第34号（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

御殿場市長 印

諮問通知書

年 月 日付け御殿場市長に対する審査請求について、下記のとおり御殿場市行政不服審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の 名称等	
審査請求に係る開示決定等 〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号

<連絡先>

担当課：
電 話：

様式第 1 号 (第 2 条関係)
様式第 2 号 (第 3 条関係)
様式第 3 号 (第 3 条関係)
様式第 4 号 (第 4 条関係)
様式第 5 号 (第 4 条関係)
様式第 6 号 (第 5 条関係)
様式第 7 号 (第 6 条関係)
様式第 8 号 (第 7 条関係)
様式第 9 号 (第 7 条関係)
様式第 10 号 (第 8 条関係)
様式第 11 号 (第 8 条関係)
様式第 12 号 (第 8 条関係)
様式第 13 号 (第 8 条関係)
様式第 14 号 (第 10 条関係)
様式第 15 号 (第 12 条関係)
様式第 16 号 (第 12 条関係)
様式第 17 号 (第 13 条関係)
様式第 18 号 (第 13 条関係)
様式第 19 号 (第 14 条関係)
様式第 20 号 (第 15 条関係)
様式第 21 号 (第 16 条関係)
様式第 22 号 (第 16 条関係)
様式第 23 号 (第 17 条関係)
様式第 24 号 (第 18 条関係)
様式第 25 号 (第 18 条関係)
様式第 26 号 (第 19 条関係)
様式第 27 号 (第 19 条関係)
様式第 28 号 (第 20 条関係)
様式第 29 号 (第 21 条関係)
様式第 30 号 (第 22 条関係)
様式第 31 号 (第 22 条関係)
様式第 32 号 (第 22 条関係)
様式第 33 号 (第 22 条関係)

様式第 3 4 号 (第 2 2 条関係)